

●国民健康・栄養調査

健康増進法第10条に基づき、国民の健康の総合的な推進を図るための基礎資料として、毎年全国で行われる、国民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにする調査のことです。



●残留農薬

農薬の使用に起因して、食品や自然界に含まれる農薬またはその代謝物のことです。平成18年に厚生労働大臣が定める基準量以上の農薬が残留する食品の販売などを禁止するポジティブリスト制が施行されました。各農薬の残留基準は作物の種類ごとに定められており、その基準値を定めるにあたっては、安全性を確認するために様々な実験を行って、「人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康上の問題が生じないとされる量」などを確認して、さらにその量の100分の1程度の安全係数をかけて基準値を決めています。

●試験検査の精度管理（GLP）

食品衛生検査に係わる施設において、検体（検査に供する食品等）採取から検査成績書発行までの全過程の標準作業書を定め、それに従って検査し、その内容を詳細に記録・保管し、これを検査部門から独立した信頼性確保部門が検証することにより、検査結果の妥当性・信ぴょう性を証明するしくみのことです。

●資源循環型社会・循環型社会

再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）によって資源を循環させることで新たな資源投入や廃棄物の排出を削減し、環境への負荷を低減させる社会システムのことです。

●施設のドライ化

調理場の床面を作業前や作業中に乾燥状態に保持して作業を行う衛生管理手法のことです。これにより、水はねなどによる二次汚染を防止したり、調理場内の湿度を低く保つことにより、細菌の増殖を防止し、調理場内の衛生的な環境が確保されます。

●JAS法

昭和25年に制定された農林水産省が所管する法律で、正式には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。この法律は、食品などが一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっています。この法律で定められたルールに従って食品などには、JASマークや原産地などの表示が付いています。

●収去

食品衛生法第28条に基づき、食品衛生監視員が必要に応じ、食品の製造施設や販売施設等

から、食品を添加物などの検査のため必要最小限無償で採取することです。

●消費期限と賞味期限

消費期限とは、表示してある保存方法で保存した場合でも、品質の劣化が急速に進む食品（おおむね5日以内で品質が劣化するもの）について表示されます。

一方、賞味期限は、表示してある方法で保存した場合、品質劣化が比較的緩やかな食品に表示され、その品質が十分に保持できる期限の年月日です。

●食育

子どもの頃から、さまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけさせ、健康で安全安心な食生活を日々送ることができる人を育てていくことで、あらゆる世代の人々に必要なものです。

●食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成17年7月15日に施行されました。その内容は食育に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来わたり健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現をめざすものです。

●食育月間・食育の日

国民運動として食育を推進していくために、国や地方公共団体はもとより多くの関係者が共通認識を持ち、国民の理解が得られるよう努めることが必要です。このような観点から国の基本計画においては、毎年6月を「食育月間」とするとともに、食育推進運動を継続的に展開し、食育のいっそうの定着を図るため、毎月19日を「食育の日」としています。

●食育に関する活動

栄養バランスのとれた食生活の実践、より安全な食品の購入、農業・加工活動への参加・体験、食生活改善に関する勉強会やボランティア活動への参加などのことです。

●食生活改善推進員（ヘルスマイト）

身近な場所で、食生活を通して健康づくりのボランティア活動を行う人達のことです。本市においては毎年、5区の保健子ども課で養成講座を実施しています。

●食生活指針

平成12年に、文部省・厚生省・農林水産省が、国民の健康増進、QOL（生活の質）の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、食生活において一人ひとりが留意すべき10項目を設定したものです。